

添付法令資料 3 :

石油及び天然ガスの生産性向上のための一部作業区域の管理提携に関する
2025年6月3日付インドネシア共和国エネルギー鉱物資源大臣規則No. 14 (目次)
同月10日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 石油及び天然ガスの生産性向上のための一部作業区域の管理における提携の実施 (第 2 条)
- 第 3 章 運営及び／又は技術の提携 (第 3 条ないし第 12 条)
- 第 4 章 BUMD (公営企業) / KOPERASI (協同組合) / UMKM (零細・中小企業) の油井生産提携
 - 第 1 節 BUMD / Koperasi / UMKM の油井生産提携の実施 (第 13 条ないし第 16 条)
 - 第 2 節 BUMD / Koperasi / UMKM の油井のリスト化 (第 17 条)
 - 第 3 節 BUMD / Koperasi / UMKM の油井管理者の指名 (第 18 条)
 - 第 4 節 BUMD / Koperasi / UMKM の油井生産提携の申請及び承認 (第 19 条)
 - 第 5 節 暫定取扱期間中の BUMD / Koperasi / UMKM の油井生産提携に係る合意 (第 20 条ないし第 23 条)
 - 第 6 節 監督及び報告 (第 24 条及び第 25 条)
 - 第 7 節 一部作業区域の拡大及び／又は解放 (第 26 条)
 - 第 8 節 インセンティブ (第 27 条)
 - 第 9 節 グッド・エンジニアリング・プラクティス・ガイドライン (第 28 条)
 - 第 10 節 暫定取扱期間後の BUMD / Koperasi / UMKM の油井提携に係る合意 (第 29 条及び第 30 条)
- 第 5 章 古い油井における石油採掘事業の提携 (第 31 条)
- 第 6 章 経過規定 (第 32 条及び第 33 条)
- 第 7 章 終則 (第 34 条)